

令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書（案）に対するご意見

(ご意見募集期間)

令和7年9月22日（月）から令和7年10月21日（火）まで

ご意見の該当箇所	
() ページ	() について

【ご意見の内容】

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no other markings or text on the page.

【以下の欄は、差し支えない範囲でご協力をお願いします。】

年齢 (該当するものにチェック)	☐ 17歳以下 ☐ 18・19歳 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳以上
住所 (該当するものに チェック・記入)	☐ 大阪市に居住している。 → 区 名 () ☐ 大阪府内に居住している。 → 市町村名 () ☐ 大阪府外に居住している。 → 都道府県名 () ☐ 上記以外

※ご意見募集期間や提出先などについては、次頁をご覧ください。

【ご意見募集期間】

令和7年9月22日（月）から令和7年10月21日（火）まで
募集期間外のご意見の受付はできませんのでご注意ください。

【提出方法及び提出先】

○ 送付の場合：

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所財政局税務部課税課（個人課税グループ）

※令和7年10月21日（火）必着

○ ファックスの場合

06-6202-6953

※タイトルに「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書（案）に対する意見」と明記ください。

○ 電子メール（Eメール）の場合

genzei-kyufu@city.osaka.lg.jp

あてに、この様式を添付のうえ、送付してください。

※メール件名を令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書（案）に対する意見」と明記ください。

○ 持参の場合

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 6階

大阪市 財政局 税務部 課税課（個人課税グループ）

※業務時間（閉庁日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで）
以外は受付できません。

【ご意見の取り扱いについて】

※電話や窓口での口頭によるご意見は、受け付けておりません。

※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

※いただいたご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせてホームページ等で一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

【その他】

- ・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- ・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。